

平成27年12月17日

関係施設 施設長 様
関係事業所 管理者 様
関係事業所 代表者 様

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部介護保険課長

ノロウイルス食中毒注意報発令について

みだしの件につきまして、下記のとおり発令されましたので、お知らせいたします。

冬季にはノロウイルスを原因とした食中毒が多発する傾向があります。この度、ノロウイルスが原因の1つとして疑われる大規模食中毒事例が発生するなど、ノロウイルスによる患者が多数発生しています。また、ノロウイルスによる患者を多く含む「感染性胃腸炎」の患者報告数も増加しています。

つきましては、現在はノロウイルスによる食中毒が発生しやすい状況にありますので、貴施設・貴事業所におかれましては、手洗いを十分に行うなど、食中毒の予防に努めてください。

1 発令日

平成27年12月17日（木）

2 発令期間

発令日から平成28年3月31日まで

※食中毒の発生状況に応じて期間中に、「警報」を発令することがあります。「警報」は発令時より1週間効力を有し、その後は自動的に注意報へ切り替わります。

【参考】発令の条件と発令有効期間

	注 意 報	警 報
発令の条件	ノロウイルス食中毒あるいはその疑いが複数発生するなど、必要があると認めた場合	ノロウイルス食中毒が続発するなど、さらなる注意喚起が必要な場合
発令有効期間	発令日から翌3月31日まで (自動的に解除)	発令日から1週間 (自動的に解除)

3 食中毒発生状況（カッコ内はノロウイルス食中毒）

	本 年	昨年同期
発 生 件 数	9 件 (7 件)	15 件 (7 件)
患 者 数	136 人 (115 人)	357 人 (242 人)

4 食中毒の予防方法（別紙1）

- ・調理従事者等の手洗いの徹底及び体調管理
(下痢や嘔吐等の症状がある場合は調理を行わないなど)
- ・食品の十分な加熱（中心温度 85～90℃で 90 秒間以上）
- ・調理器具類の十分な洗浄・消毒、嘔吐物の適切な処理 等

5 ノロウイルス対策マニュアル

ノロウイルス対策の詳細については、名古屋市公式ウェブサイトを参照ください。

「ノロウイルス対策マニュアル」<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000006363.html>